

4月1日から山陽小野田市 消費生活センター を設置しました



●相談受付時間

8:30～17:15(土・日・祝日を除く)

●ところ

山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市役所
生活安全課内

●電話番号

0836-82-1139



市役所1階生活安全課内に消費生活センターを設置しました。これまでも生活安全課で相談にあたってきましたが、複雑化・深刻化する消費生活相談に、より適切に対応するためセンター化し、機能を強化しました。消費生活センターでは、訪問販売等のトラブル、多重債務、製品事故などの相談に専門の相談員がアドバイスします。

また、出前講座も行っています。お気軽にご相談ください。

消費生活相談事例をご紹介します ～訪問販売～

「排水管を掃除したほうが・・・」

〈事例〉

「近くで排水管の掃除をしているのですが、ついでに無料で点検しましょうか。」と突然県外の業者が訪問してきた。点検をした後、「大変汚れていて、掃除をしないと管が詰まる。」と清掃を勧められた。格安で清掃すると言われ、了承すると何やら特殊な機械を使った方がよいと勧められ、契約した。あとで近所の別業者に聞くと、機械を使用する必要もないし、金額も高いと言われた。

〈アドバイス〉

突然の訪問販売は、本当に必要か、価格は妥当か、業者は信用できるのかなど、問題が多いのが現状です。契約をする場合、周辺業者の見積もりをとり、慎重に行いましょう。



訪問販売のお断りシールを作成しました

消費者被害の予防のため、訪問販売のお断りシールを作成しましたので、希望される人は、取扱窓口までお越しください。玄関用は、訪問者の目につきやすい場所に、屋内用は、玄関ドアの内側やインターホンの横等、目にする場所に貼りましょう。



〈玄関用〉

ドアを開ける前に!!

- ① 訪問目的を確認しよう
- ② いらぬものはきっぱり断ろう
- ③ 身分証等の提示を求めよう
- ④ 契約は急がず、慎重にしよう
- ⑤ 家族、知人等に相談しよう

〈屋内用〉

取扱窓口

消費生活センター、総合事務所、
南支所、埴生支所